

特別対談

平成20年度税制改正と今後の課題

－民主党税制改革大綱から－

衆議院議員・民主党税制調査会会長 藤井裕久

拓殖大学大学院客員教授 柳島佑吉

(敬称略, 順不同)

1 民主党の税制改革ビジョン（自民党案とどう違うのか）

柳島 よろしくお願ひします。まず、民主党の税制改革ビジョンですが、おそらく今後の政権担当能力が問われる重大な税制改革ではないかと思ひまして、大綱を拝見させていただいて、新鮮なところを非常に感じたわけでございます。特に、今まで、税制は「公平・中立・簡素」と言われていましたが、今度の民主党のビジョンによると、「公平・透明・納得」という3項目が挙げられております。そこで、今回の税制改革ビジョン全体の概念をどういふスタンスで取りまとめられたのか。特に、国民・納税者が知りたいのは、自民党の税制改正大綱とどう違うのかといふところだろうと思ひますが、それらを含めて、まずお話しいただきたいと思ひます。

藤井 私ども民主党の税制改革大綱は、自民党さんが税制改正大綱といひましようか、要するに、平成20年度に焦点を当てているわけですが、私どもは、今の先生のご指摘のとおり、政権獲得のときのいろいろな政権政策の基本方針がありますが、そのうちの税部門、特に、税は国民生活の根幹に触れる問題であって、税は技術論であると同時に政治そのものだと思ひております。そういう意味で、「税制改革」とあえて言わせていただきました。

そして、それを3部に分けておりまして、第1番目が、ビジョンの問題であって、第2番目は、税目別にこれから数年先の姿を書いております。平成20年度に直ちにできないものもございますから、将来の方向はこれでいく、そして第3番目は、平成20年度にはその第一歩としてこれとこれをやる、という構成でございます。

やはり、ビジョンから始まっているのは、大綱でいろいろなことをいひていきますけれども、ご指摘のように、税は、取る側の立場ではなく納める側の立場に立つべきだといふのが基本です。したがって、税は政治だと思ひるのでございますが、それに基づいて、納める立場から五つの事項が書いてあります。

日本は、徳川時代といへども、あれは地方分権だといひますが、大名が決めればそれでいくといふ意味で、やはり中央集権です。ご承知のように、明治の初期は追いつけ追い越せですから、当然中央集権です。昭和20年以降も、やはりゼロからの出発ですから、中央集権の発想をとる立場であろうと思ひておりまして、もうそういう時代は過ぎているのだから、本当の納める立場、それから地方の立場を重視しようといふ考えでございます。それが一つです。

もう一つ、大綱の中で「グローバルゼーション」といふ言葉を使っているのをございま

すが、税は、ある意味では世界共通にならなければならないということを非常に大事に考えておりまして、そんなことから各税目が出ていますのでございますが、ビジョンのところでも申し上げるとそんなことかと思えます。

柳島 たしかに、アメリカはタックスペイヤー意識がありまして、税金はきちんと納めて、国民が使い道まで監視するということですが、日本の場合は、今までですと、先生が言われたとおり、納税というと、奉るとか、そっと差し出すとか、お上にあげるとか、そういう意味がまだ残っています。タックス・ペイヤーとしての意識が欠けていますから、納めたらそれで知らん顔ということで、今まで、使い道などもあまり関心がなかったということだろうと思えます。ですから、納税者もきちんと納税して、税の使い道まできちんと監視するという自己責任が大切な時代になっていると思えます。

藤井 そのとおりだと思います。税は、今おっしゃったように、取られてしまったらおしまいです。しかし、自分たちがこの国なり地方を支えているのだという立場に立つならば、当然、何に使われているかに目がいくはずです。おっしゃるように、取られる立場の国民の意識がどうしてもフォローするところに行っていないように思います。

おっしゃるようにアメリカなどは、はっきり言えば、イギリスから渡ってきた個人で始まって、地域社会を作って、地域社会だけではできないから州にしよう、州もだめだから国、ユナイテッドにしようということですから、根っこが全然違うように思います。

2 平成20年度税制改正へのスタンス、取りまとめまでの経緯

柳島 民主党は、そう言うてはなんですが、寄り合い所帯だったので、大変だったところとか、取りまとめのご苦労がございましたか。

藤井 私は平成15年に民主党に入ったわけで、それまでは自由党とかいろいろやっていましたが、私より、むしろ私の先人が税制をいろいろと議論してくれていました。例えば、道路特定財源の目的税化などは突然出てきた話ではなく、平成15年から、国の資源配分としてどう考えるかを非常に長い間議論してくれていまして、そういう点の苦労はわりにございませんでした。

ただ、「自民党と同じように族議員も若干名はいるんだね」ということをよく言われまして、むしろ、それは「けしからん」と言う方と、「族議員が少し出てくることは政党らしくなったんじゃないの」などと言う人もいますが、それは別としまして、私は、先輩たちが相当議論してくれた結果が一つの方向になってきていたと思えますので、それは相当ゴタゴタしましたけれども、大筋においてはまとまってきたと思っております。

3 格差是正

柳島 今、平成20年度改正のご苦労話、スタンスを伺いましたが、いわゆる格差是正はどこの党でもテーマになっていまして、先ほど藤井先生が言われたとおり、地方の格差もありますし、個人間の格差も出ています。

日本の場合、上のほうの格差は、アメリカほど飛び抜けた大金持ちはあまりいないし、老人も言われているほど格差はないだろうという分析ですが、最近問題になっていますのは、若年層で格差が広がっていることです。近年、30歳以下ぐらいの間で格差が広がっていて、その原因の一つは、よく言われるように非正規社員が雇用者全体の3分の1ぐ

らいを占めている。それで、パラサイトシングルのような人がいて、その間で格差が広がっているのではないかとされていてまして、今度の民主党の平成 20 年度改正の大綱でも、手当とか、給付つき税額控除とか、いろいろな新しい考え方が取り入れられています。まず、そのへんのお話から入っていただけますか。

(1) 個人の格差是正への対応

藤井 おっしゃるように、小泉政策が、「格差」という言葉以上に不公正社会を作っているように思います。格差については、立派に仕事をやっている人とそうでない人の間に差があるのはしょうがないではないかという意見が必ず出てきます。そうではなく、それが固定化して、まじめに働いているのに所得水準が低くなるのは不公正社会だと思います。特に、所得 200 万円未満の人が 1,000 万人を超したというのは異常なことだと思いますし、政府の白書であります労働経済白書でも、この 10 年間で企業の利潤は 2 倍になった、配当は 4 倍になった、人件費はチャラだといっています。しかし、ほとんどの人がまじめに働いている人です。会社のため、地域のため、家庭のために働いている人がどんどん所得が落ちる不公正社会は社会不安を起こすと思いますし、これをどうしても税で是正していかなければいけないと思っております。

したがって、いろいろな手段がありますが、一つは、所得控除から税額控除へという考え方がございます。税額控除にして、しかも、税額控除をしながら給付つき税額控除というのがわれわれの案でございまして、これは先ほどのグローバリゼーションにも関係しますが、アメリカ、イギリス、フランスもそれをやりだしているわけです。例えば、子供さんが一人いればいくら税額を控除をすると。ところが、所得のわりに低い方は税金を全部ゼロにしても、その税額控除額に満たないときには逆に給付するということを米、英、仏はしておりますので、少し将来図の話になってしまいましたが、それを入れていきたいという前提が一つあります。

それからもう一つは、私は小淵さんのときに自・自連立にいましたので言いにくいですが、あのときに、法人税減税も定率減税もやって、みんな大減税をしたわけです。それにもかかわらず、法人税だけは落ちたままで、定率減税のほうは全部戻しました。そのことの不公正が、また出てきているように思います。

もう一つとして、あのときから始まった老年者控除とか、公的年金控除の縮減とか、こういうことを元へ戻そうというのが私どもの案でございまして、これは、平成 20 年度の問題として考えております。

たしかにこれは、先生も触れられましたが、お年寄りはお金持ちが多いというところから来ていると思いますが、お年寄りにも 2 種類がありまして、お年寄りはみんな金持ちだという発想はやはりまずい。お年寄りはみんな金持ちだという発想はやめて、その代わり所得制限をやりたい。本当にお金持ちのお年寄りもいっしょにいますから、そういう方は、公的年金控除などは昔いろいろと直したとおりではないか。そのようなことも平成 20 年度税制で考えております。

○ 年金課税

柳島 もう年金の話に入っていますが、われわれの仲間でも、老人になりますといろいろな控除がきつくなって老人いじめだという話が必ず出てきます。それから、もう一つの不満は、今の年金は働くと引かれましてかえって不利になりますので、そういうところのインセンティブが働かないところが制度の欠陥だろうと思います。

藤井 私どもは、所得が非常に高いところは別として、働いて収入があったらすぐ年金を切るといふ今の水準が低すぎるように思います。これは上げていかなければいけないと考えております。大綱には書いてございませんけれども、基本的な考え方はそうでございます。

○ 証券課税

柳島 それから、証券課税ですが、これは議論が分かれるところで、またぞろ株安になってくると、先生が言われた国際的整合性もあり、それは金持ち優遇だという批判もありますが、金融市場活性化とビッグバンの推進で、銀行預金ではわずかな利息しかつかないのので、どうしても貯蓄から投資、投資といっても、証券だけでなく、債券とか商品先物、あるいは海外の高い金利のところへ流れていく。香港の銀行に日本人が列をなしているという話です。香港の一部銀行では、いわゆるツアーで連れていくとお断りで、きちんと自分で英語がしゃべれなければ預金はさせないという事態になっているそうです。ですから、これから貯蓄で食べていくとなると、いわゆる証券を含めて、やはり優遇税制は必要ではないかという感じもいたします。

もう一つは、今まではニューヨーク、ロンドン、東京と言われていましたが、その差がずうっと開いてきて、今やシンガポール、上海が迫ってきている。ですから、金融市場の育成とか、1,500兆円の個人金融資産をどう生かすかという観点からの経済活性化も重要だろうと思いますが、それと金持ち優遇は非常に二律背反的な話で悩ましいところだと思います。民主党のご見解はいかがですか。

藤井 むしろ「金持ち優遇」と言ったのは公明党だと思います。私たちは、退職した方のビヘイビアーを見ますと、やはりリスク資産はいやだという方も結構いらっしゃいます。先生がおっしゃるように、利子だけでは食えないという方もいらっしゃいますが、リスク資産はいやだという方が相当いらっしゃいます。私の友達もみんなこの口です。それから、少しはリスク資産でやったほうがいいという人もいらっしゃる。その差がありますが、やはり前者のほうがはるかに多いです。

そうなりますと、利子所得と有価証券の話は、ある程度バランスがとれていないとおかしいというのが一つあります。それからもう一つは、今、先生がおっしゃった貯蓄から投資へという流れをまったく無視はできない。

そういう意味から、私どもの案は、要するに、配当については優遇措置というか、本当は利子所得とは違いますが、それは貯蓄から投資へという観点で残そう、ただし、売買益については2割にしよう、という案を出しております。市場の方に聞きますと、自民党の案は現実に無理だと言っています。500万円とか、100万円とか、ほうぼうの証券会社に分けてしまったら、実際には成り立たないと。もちろん、納税者番号ができていれば、あの案も成り立ちますが、今は自民党の案は成り立たないので、「民主党の案のほうが証券市場にはマイナスがないし、わかりいい」と言っているのも事実です。

それからもう一つは証券市場対策ですが、これだけ株が落ちてくると少し小さな声になりかねないですが、私は、証券市場は将来の経済を見ていると思います。税制だけで証券市場が変わるとは考えられない。一時的なショックはあるかもしれませんが、本来、日本の経済あるいは世界の経済がどうなるかによって証券市場はできているように思います。1日1日の話は別です。それは上がったたり下がったりでいいですが、今、趨勢的に下がっております。趨勢的に下がっているのは、やはり半年先の日本経済、世界経済を見て

いると思います。きっと、そこに追い打ちをかけるのはどうかという議論でしょう。

しかし、基本的には税制と証券市場はあまり関係がない。このように急速に下がっているときには若干関係があるかもしれませんが、基本的には関係ない。現に、優遇税制をやったときは平成15年で、平均株価は7,600円です。だから、今はまだ2倍あるわけです。というようなことも考えておまして、とにかく昨年の年末からの話ですから、これはこのままでやりたいと考えております。

ですから、金持ち優遇よりも、利子所得と配当所得のアンバランスを重視しております。今のサラリーマン退職者は意外に、絶対にリスクのないものを求める方が非常に多いことも事実ですから、それは貯蓄から投資へいくことも必要ですから、その部分は残しますが、現状はまだ違うということを申し上げたいと思っております。

○ 児童手当

柳島 それから、子供手当の話ですが、これはどういう支給の方法を考えておられますか。たしか月2万6,000円でしたか。

藤井 児童手当はやめまして、中学3年までの子ども一人について2万6,000円を差し上げる。その代わりに、その財源の半分ぐらいは配偶者控除と扶養控除をやめます。ただし、そう言ったら、だいぶ党に電話がかかってきまして、「特定扶養控除までやめるんですか」という話があったようです。これは16歳以上の話でございますから別でございます、いわゆる15歳までの扶養控除をやめるということです。

その場合、どこが損だどこが得だという話がいろいろ出てきますが、子供さんが一人いれば得です。それは、38万円の控除が消える代わりに、月に2万6,000円ということは30万円来るわけですから。

ただ、一人もいらっしやらないところの話が非常に出てくるわけです。それから、一人もいらっしやらないという場合でも、若い方で子供のいない方と、お年寄り夫婦があるわけです。若い方で子供のいない方は、これは経団連が言っているのもそのまま乗る気はないですが、「そういう人には働きに出てもらいたいから、民主党のいう扶養控除も含めて廃止は大いにやってくれ」と経団連は言っています。私たちは、そういう考えはとりませんが、大きな流れとしては、先ほど言いました控除から手当へという原則に合っている。それから、お年寄りは、先ほど申しましたように、特別のお金持ち以外に対しては老年者控除と公的年金控除を戻すことによって対応しようということでございます。

柳島 手当にかえると、結局、控除の額が減って課税最低限が下がる結果になって、中堅所得層に増税になるのではないかという人がいますが。

藤井 それはうそです。中堅所得者で子供が一人がいれば、先ほど申し上げたように、今はだいたい1割です。ですから、ほとんどが1割だということは38万円、あるいは両方加えてもその倍として、それが控除になっても数万円です。ところが、子供さんが一人いれば30万円です。だから、これはそのようになるはずがないです。

残っているのは子供さんが一人もない層です。それは、お年寄りのほうがむしろ問題だと私は思っています。そう言うともた怒る人がいますが、「若い人は、だいたい奥さんも働きに行っていらっしゃるんじゃないですか」と言う、若くても「家内は家に置いておくんだ」と言う方もいらっしやいますから、「若い人はみんな働きに出ているでしょう」と言うのはやめませんが、老夫婦のほうが問題だと思います。

(2) 地方格差への対応

柳島 次に、地方格差の是正という話ですが、政府・自民党は、ご存じのとおり、法人事業税の約半分をプールして地方に国税として再配分するという一種の税源委譲みたいなことを実施する方針です。石原東京都知事などは怒っていますが、これに対しては、こういうことは認められないというのが民主党のスタンスだと思います。一方、ふるさと納税の話も民主党は反対ですが、そのへんをご説明をいただければと思います。

○ 法人税

藤井 自民党にも税の理論がわかっている人がいるはずなのに、なぜこんな非常識なことをやっているのか、これが結論です。

まず、法人事業税ですが、これを独立税にしたことは正しいと思います。しかし、独立税にして、そのまた半分をはがすというのはまったく支離滅裂であっておかしいというのが一つです。それから、ふるさと納税は、応益の原則でやっているはずの地方税を、昔住んでいただけのところへ納税するのはおかしい。これは役人のやったことのほうが正しいので、寄付したら国税で面倒をみようというのは正しいです。ですから、役人は正しいけれども、自民党のやったことはめっちゃくちゃだと申し上げざるを得ないです。

では、おまえたちはどうかということですが、私どもは、まず、補助金の中でナショナルミニマムとしての必要性のある生活保護などは別にしまして、12兆円ぐらいあるものは色をつけなくて全部地方にあげろと。あげ方は、高いところはいいから、人口の少ないところ、あるいは所得水準の低いところへあげろと。その代わり法人事業税を、きょうもある知事が来ましたので、「法人事業税を、自民党みたいに引っぱがせと言っていないのだから、あなたたちは全部道路に使ってもいいし、何に使ってもいい。その代わり補助金はこれからはあまり行かないというのが民主党の仕組みです」と言っております。

もう一つ、先生が地方財政の話をされましたが、私は、交付税も補助金だと思っております。総務省が非常に洗脳して「自主財源だ」と言っていますが、あれもうそです。自主財源であるわけがない。「基準財政需要」とか「基準財政収入」と言って、それに反するとどうだとかやっていますが、そうではなくて、あの金も、所得の低い地域あるいは人口の少ない地域を中心に配ることによって地方格差問題に対処していく。法人事業税を半分はがすような考えは絶対にあってはならないし、税のわかっている人がやったとはとても思えないと私は思っております。

柳島 続いて、「地域生活と活性化」という項目で、法人課税の話になってきますが、法人税は本来、民主党が言われているように、課税ベースを広げて、いわゆる租税特別措置をやめて、余地があるなら、これは下げなければいけないだろうと思います。

先生も先刻ご存じのとおり、アメリカのバーナンキ大統領経済報告は、OECDの中では、アメリカは日本に次いで2番目に法人税が高い、このまま放置すれば海外から投資が入ってこないおそれがある、早急に改善すべきだと言っています。それと同じことを民主党も「国際的整合性」というところで言っています。これは財源もあることなので難しいと思いますが、企業の競争力という点からみると法人税の引き下げは必要ではないかと。

藤井 今おっしゃっている課税ベースを広くするということは、はっきり言えば租税特別措置を整理するということで、やり始めました。そして、どこの会社がどれだけ租税特別

措置で恩恵を受けているのか、どういう効果があるのかをずうっと調べました。そうしましたら、全然わからないものが約4割あります。つまり、役所も知らないわけです。

柳島 いわゆる本法に入っているのと通達に入っているのがあって、役所に聞いてもわからない。

藤井 まず、租税特別措置そのものが法律にあってもわからないというのです。

ですから、私たちは、租税特別措置透明化法を今度の国会に出します。それによって、まず、減税証明を出せと。会社の名前を言うのはやめますが、ある会社は相当やっているようですが、それは減税証明を付けて申告しないさいと。そして、それを集計して、私ども省ではこのようなものが租税特別措置の恩恵を受けていて、この会社とこの会社がこれだけの効果がありますというようなことをまず出せと。それからもう一つは、いったん期限が切れるものは必ず会計検査院の監査を受けろと。会計検査院がやはりこれはやれと言え、それはそれなりに効果があったのでしょうということ、それを含めた租税特別措置透明化法を出します。

いきなり今からぶった切るとするのは少し行き過ぎだと思いますので、そのまま生かすように考えております。

柳島 では、法人税の引き下げは将来の課題だと。

藤井 課題です。大綱にも、将来は課税ベースを拡大して引き下げる方向だということも書いてあるはずでございます。

○ 消費 税

柳島 次は消費税の話ですが、消費税は現行の5%を維持したうえで、相当分を年金財源とするというお話ですが、今は消費税はご存じのとおり、5%のうち1%は地方消費税で、それから、全体で約4割が地方交付税交付金等で地方に回るので国の取り分は約6割になります。そういう仕組みも組み替えることを考えて、全額を年金財源に回すということですか。

藤井 私どもは、当面は4割部分は歳出削減によって出すように、とりあえず整理をしております。いずれ将来、地方に安定財源が出たときは、本当にそれを引き上げるようにしますが、とりあえずはその分は歳出削減によります。ただ、「歳出削減がそんなにできるのか」と言う人がよくいますが、国・地方の行き帰りの重複をやめると、これは約200兆円あります。そのうち1割も切れないようだったら会社の人は笑います。ですから、そうしたら20兆円は出るはずですよ。

それは何かというと、補助金を天下り役人の持参金にするのから始まって、地方団体補助などは、いらぬはずの役人をたくさん雇っておく。そして、これは地方の改革派知事がみんな言っていますが、「これを作らなければ補助金を付けてやらないというのはおかしい。そんなものは切っていい。その代わり自由にしてくれ」と言っています。それからもう一つは、官製談合、随意契約、特別会計の処理というようなものを作って、20兆円が出ないと言い切っている人のほうがおかしいと私は思っております。

それで、数兆円の話ですから、それは出さなければいけないと思っておりますし、次の話まで行ってしまって恐縮ですが、5%を何に使うかという話はまだ誤解がありますが、ま

ず、所得比例年金を基礎においているわけです。そして、所得の低い方は、払うものも少なかったけれどももらうものも少ない。だから、その部分の穴を埋めましょうというのが私どもの案です。

ところが、経団連の会長も間違っているのは、基礎年金を全部税でやると思っていますから、そうすると自分たちの保険料負担も減るのではないかと。自分たちの保険料は減らないです。所得比例年金できちんと払ってもらいます。そして所得の低い方のところの穴を埋める。

もう一つ間違っているのは、税にしたら、今まで年金保険料を1銭も払わなかった方に行きかたではないかと。これもまた間違いです。そうではなく、所得比例年金できちんとやった人の低い所得水準のところを上げるべきです。これはまだ誤解がありますが、これはぜひ書いていただきたいと思います。まだ誤解している人がいます。経団連の会長からして誤解していますから。

柳島 多くの企業の方は、民主党案が実行されると、今、全体の半分ぐらい負担している年金の企業負担分を国が全額消費税で面倒をみてくれると。

藤井 そういう人がおりました。それはまったく間違いです。

柳島 ですから、将来、法人税を下げるのと年金を負担まで面倒をみてくれるので、だいぶ競争力が上がると。

藤井 そう言っているのでしょうか。それは御手洗さんがそう言っているから、経済界の人もみんなそれに右へ倣えしているだけで、まったくの間違いです。そうすると5%ですみます。

将来上げるかどうかは大綱に書いてあります。これはやはり基本的な人口構成が変われば上げざるを得ないと思います。

もう一つは医療です。医療についてはいろいろな考え方がありますが、私は、医療は年金以上に疲弊していると思います。つまり、この社会をつくった人の補填を現役世代だけにやらせようという今の仕組みは、そもそも間違いだと私は考えています。そうではなく、オールジャパンで負担しよう、それが消費税だということです。そういうことで、医療も同じ仕組みです。

そこで、将来、もちろん皆さんの了承をいただいと書いてありますけれども、高齢者医療部分は消費税にする。そうすると一桁のお尻ぐらまで上がります。そのことの含みを、何年後の将来の方向と書いた中に、パーセントは書いてありませんけれども、上げると書いておまして、それは財政の穴埋めには一切使わないということのをわれわれは言っていて、ここは自由民主党と決定的に違うところです。

○ 中小企業関連税制

柳島 さて、中小企業の現状をみると、地方の伝統産業がつぶれるなど、特に地方で疲弊していると言われていています。今度の民主党案ですと、法人税のうち中小企業の軽減税率を下げるとか、例の特定同族会社の役員給与の損金不算入措置の廃止その他、相当手厚いことが書いてあります。一方で、自民党の方は事業承継税制などを打ち出していますね。

藤井 私どもも同じでございます。

柳島 そうということなので、中小企業は特に税制に関心があると思いますので、そのへんをお話しいただければと思います。

藤井 私どもは、日本の経済を支えているのは中小企業であることは間違いないと思います。それは雇用人口とかそういうことだけではありません。これを大企業の人に言うとおしかりをいただきますが、大企業はアセンブルが中心です。基礎は中小企業が担っています。もちろん、大企業の大きな仕事に研究開発があります。中小企業だけではなかなか研究開発はできません。だから、両々相まっていると思いますが、やはり基礎を支えているのは、そういう意味でも中小企業だと思います。それが疲弊しているのは事実でして、これは経済政策そのものが悪かったということは言えますが、それだけではいけないので、やはり税制からも考えなければいけないというところからこの話は出ております。

いくつかの話がございますが、少なくとも、22%も下げるのだ、しかしそれは当分の間だと言っているのも事実でございます。さらに、特定同族会社の役員給与の問題はあまりに唐突としています。ただ、私は、そういうことを言ってこられる方にっておりますのは、給与所得控除をもう少し考え直さないといけないと思います。

給与所得控除とは何かというと、青木茂さんがサラリーマンユニオンを作ったときに実額控除を言われたわけです。ところが、実額控除とは何か、サラリーマンの経費とは何か、これは本当にわかりにくいです。夜一杯飲みに行ったのは中小企業の人とは違うではないか、下着も中小企業の人とは違うではないかということになってくると、新聞ぐらいです。通勤費は出ているではないかということになりまして、非常に難しいので、結局、給与所得控除は概算経費控除ですが、1億円の人にまで控除があるわけです。そうすると最後は5%でしょう。そうすると1億円の収入のある人が500万円です。給与所得控除はいかにも不合理ですから、そのへんは手を入れようと「将来の方向」に書いてございます。

柳島 先ほども言われた中小企業の軽減税率は当分の間というのは、元へ戻すということですか。

藤井 元へ戻すことがありうるということです。今現在の経済の状況をみれば、中小企業は少し重すぎる。事実、中小企業はほとんどが赤字ですから、この話はやや観念論かもしれませんが、そういう姿勢が大事なので、おっしゃるとおり「当分の間」とっております。

柳島 特定同族会社の役員給与の損金算入制限の問題は、評判が悪いですね。

藤井 これも評判が悪いです。しかし、給与所得控除のあり方は一緒に議論してもらわないといけない。

柳島 個人事業主の中からも最近、給与所得控除を使わせてくれという話が出てきていますから。

藤井 ありますから、これはよほど考えなければいけないと思います。概算経費控除であることは事実で、だいたい1億円の人で500万円、これがサラリーマンの経費かと。1億円稼ぐ人はそれほどいませんが、私はおかしいと思います。だから、大綱には「所得の制限を設けて、給与所得控除は概算経費控除として設定する」と書いてあるはずでございます。

柳島 それから、事業承継は自民党とだいたい同じですね。

藤井 同じです。私は、事業承継は自民党案に賛成いたします。

柳島 それから、繰戻還付は。

藤井 これも自民党がおっしゃっていることに賛成します。よいものはみんな賛成します。

4 市民が公益を担う（自立した強い個人）

柳島 次に、寄付税制の話ですが、これは市民が公益を担う社会の実現ということで、これからは、団体頼み、組合頼み、グループ頼みではなく、自立した強い個人の存在が重要になります。阪神淡路大震災以来、ボランティア活動が活発化して、この間の新潟の地震のときにも、若い人が活躍しました。そういう時代認識に立つと、寄付金税制の是正も時宜に合っていると思うわけです。市民が公益を担うという観点から、いわゆる寄付金税制に税額控除を作るとか、NPOの新税制、それから、新たな公益法人制度など、いろいろな話がありますが、まとめてお話しいただければと思います。

藤井 今おっしゃったとおりでして、要するに、所得税なり相続税を国に納めることと、きちんとしたところへ特別寄付をすることは、公益に仕えるという意味では同じだと考えているわけです。したがって、遺贈、遺言による贈与、お子さんに行かないで社会に貢献するものについては大幅に認めるべきだと思います。

特に私どもはNPOを非常に重視しております。インチキなNPOもありますので、そういうものには厳格な対応をしなければいけないですけれども、本来のNPO、先ほど先生がおっしゃったように、世間にはわからなかったぐらい立派なNPOがあります。そういうものについては、基準をしっかり決めて、そして、それに寄付した人の話とみなし寄付がありますが、ああいうものを全部大幅に認めていこうということです。

柳島 たしかに寄付はアメリカなどでは非常に発達していますね。先ほどの話から推測すると、民主党案では、相続税について遺産を取得した人に課税する現行の遺産取得税方式から遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行人を納税者とする遺産税方式に改めるといのは、そういう意味あいも込められているわけですね。

藤井 遺言執行人にやってもらわないと、いったんバーツと行ってしまいますと、その理論構成がなかなか難しいので、おっしゃるとおり、遺産執行人にやってもらう遺産税にしておけば、これだけ寄付したということがわかりますから。

中で議論したときには、お祭りの寄付も認めろというような意見もありましたが、それはやはり基準があるので、文化的価値のある伝統的なお祭りはいいかもしれませんが、しかし、自治会のお祭りまでいくのは問題ですから、そのへんの基準は考えていくつもりでございます。

柳島 今は、遺言状を書いても寄付金は難しいのですか。

藤井 法定相続人が決まっていますから、なかなか難しいところがあります。それから、

変な話ですが、相続をしたい人はもらうことになりますので、現実にはそのへんがなかなか難しいと思います。

柳島 そうしますと、民法の遺留分などはしょうがないですね。

藤井 しょうがないでしょう。民法を直してまで税を直す気はございません。遺留分はしょうがないと思います。

5 租税特別措置法の見直し

柳島 租税特別措置法の見直しですが、民主党は租税特別措置透明化法案を今の通常国会へ提出するというので、新聞などによると、中小企業の優遇税制が日切れまでに通らなると増税になったりするという話が出たり、だいぶ混乱しているようですが。

藤井 これについては、あとから話が出るかもしれませんが、ガソリン税の問題を除いては、今、これはだめあれはいいと言うには少し時間が早すぎます。現に各省に聞いても、どこでどれだけ租税特別措置が使われていて、どれだけ経済効果があるかわかっていないわけですから、先ほども申し上げたかもしれませんが、租税特別措置透明化法を作って、一兩年かけてこの効果をよく見極めて、これは立派だというものは本則に入れてしまう。それから、これは大したことはないというものは廃止する。これを一兩年のうちにやりたいというのがこの法律でございまして、今のご指摘のように、中小企業が混乱しているというのはいえぬ話でございまして、そういうことはいたしません。

柳島 ということは、年度内にきちんとさせるということですか。

藤井 だから、今までのものはそのまま通すということです。そのことについては、いい悪いを言う資料がこちらにはございません。

6 自動車関係諸税の改革

柳島 それでは、いよいよマスコミが騒いでいる自動車関係諸税の改革に移らせていただきます。自動車関係諸税の話は、私も財研（大蔵省記者クラブ）にいたときに、昭和40年代のことでしたが、田中角栄さんの鶴の一声で、自動車重量税が一夜にしてできたことがありました。

藤井 それは昭和46年でございます。

柳島 細見さんが主税局長で、一晩でできあがりましてと言っておられたことを憶えています。

藤井 あれも屁理屈です。どうして重いところに課すのかと言ったら、それが道路を壊すと言うわけです。あまり理屈にならないでしょう。あとで言いますが、自動車重量税は保有税です。だから保有税のダブル課税でしょう。まず、一般税として1兆7,000億円の自動車税があるわけです。それに保有税である自動車重量税ですから、これは明らかに二重課税です。だから、われわれの案は、あとでまとめて申し上げてもいいですが、二つを一

緒にする案です。

柳島 私も自動車関係諸税について調べてみましたが、昭和 30 年頃と申しますと日本はまだ貧しくて、名神高速道路を造る際に世界銀行の融資を受けています。そのとき、世銀の調査団としてワトキンス調査団が来て日本の道路を見ていきました。当時の報告書を見ますと、「道路の主要部分を形成する二級国道と都道府県道の 90 ないし 96%は未舗装で、風が吹くと粉塵が飛び、雨が降るとぬかるみになって、これでは道路と言えない」というようなことを書いています。

藤井 私どもはそういう経験もしてまいりました。

柳島 そういう時代に、いわゆる揮発油税（ガソリン税）から発足してどんどん膨れ上がって、今現在、特定財源 6 項目、地方税、消費税を加えると 9 税目あって、今、藤井先生がおっしゃられたように、重さと排気量と買った値段で縦横十文字にかけられています。おまけに、ガソリン税が課税されて、今まで、ユーザー団体がなぜ声を上げなかったのかがまず不思議な話です。最近ようやく、ユーザー団体も騒ぎ始めていますが、かつての道路事情からは相当変化しているのに、当局の立場からみると、財源としては有力なので、なんとか確保したい。自動車関係諸税を総括して、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

藤井 ガソリン税は昭和 24 年からありましたが、はじめは一般税でした。田中角栄さんが本当に努力して昭和 29 年に目的税にしたわけです。そのときは、今、先生からワトキンスのお話があったとおりでして、要するに日本はゼロになったわけですから、経済の復興にとっても、塗炭の苦しみを味わっている生活者にとっても、まず道路に集中的に投資をしよう。つまり、国の資源配分として、とにかく道路だということになったことは間違いありません。それが 54 年前ですが、54 年前にこういう判断をされた田中さんは立派な方だと私は思っています。

しかし、54 年たてば、道路だけなのかという話だと私は思います。道路ももちろん大事ですけれども、社会資本の中では災害対策もありましょう。治山治水もございましょう。さらに、これを一般化する、自由化するということは何かといえば、福祉にも教育にも回るわけですから、まず、目的税ということで国の資源を一つのものだけに集中的にやる時代、54 年前と今はまったく違うということが一つでございます。

第 2 番目は、その中の暫定税率の話でございます。その前に、今、先生が言われたように、昭和 46 年には自動車重量税ができた、昭和 43 年には自動車取得税ができた、というようにどんどんできました。それで、昭和 49 年にどうして暫定税率ができたかという、私は当時、内閣官房長官秘書官でしたから正確に申し上げられると思いますが、昭和 48 年に第 4 次中東戦争がありました。そのときから石油ショックが起きました。あのときはバレル 3 ドルから 12 ドルになって、4 倍と言われておりました。そのときに、増税することによって少しでもガソリンの消費を減らそうとしました。同時に、電力も値上げしました。しかも、昭和 49 年はマイナス成長になったわけです。そこでいただいたお金を経済復興のために使おう、道路を中心とする公共投資に使おうとしました。

そのときは 2 年間の税制でした。それは何かというと、今のような臨時・異例の話でした。ところが、それが 34 年続いたわけです。これはどういうことかということです。ですから私は、臨時・異例であって、「暫定」という言葉さえ生ぬるいと思っています。石油ショック対策の臨時・異例の税率ですから、これは当然やめるべきだと考えておりまして、

本当は、田中さんの発想をやめるなら、道路のための税金はみんなやめるべきだと私は思っております。本則も全部やめるべきだと思っております。

ただ、本則をとりあえず残しましたのは、まず、自動車取得税は、自動車の消費税があるのでダブル課税だと思えます。ですから、これはやめる。これは大綱にも明確に書いてあります。それから、自動車重量税は、先生が先ほどおっしゃったように、1兆7,000億円の保有税が地方税であります。それに統合して、その結果、減税するのと同じ額にするのかはそこでまた決めよう。それから、ガソリン税は、根っこのほうはいずれ環境税的なものにしていかなければならないので残してあるわけです。

そういうことで、とりあえず本則の部分は残してありますが、本来から言うと、田中さんの発想をやめるなら全部やめるべきです。しかし、今申し上げた三つのことから残したということです。暫定税率は特に残すべき理由はないと考えております。

柳島 そうすると、今、マスコミが盛んに論調を張っているのは、暫定税率を仮に廃止した場合、2兆6,000億円の財源不足をどう穴埋めするのか。また、地方の減収分として約1兆円をどう手当てするのかということですが、それは何か成案がおありですか。

藤井 それは、こういうことです。2兆6,000億円としますと、9,000億円が地方で、1兆7,000億円が国です。

まず、9,000億円については、地方6団体が長年言ってきたことですが、国の直轄事業の地方負担部分があります。国の直轄なのに、なぜ地方が負担するのか。これを「上納金」と私どもは言っています。国がやるものに上納金を払う必要があるかと。地方6団体もそれを言ってまいりましたから、私どもは法律を出してそれをやめます。やめると9,000億円の金が浮きます。上納しなくていいわけです。

そうするとどうということになるかということ、地方にとっては、道路にしか使ってはいけない金が9,000億円減ると同時に、なんにでも使っていい金が9,000億円増えます。それでいいではないかと言いますと、こういうことを言う知事がいます。「道路にしか使ってはいけないと言われるからきちんと道路ができるので、なんにでも使っていいと言われると、地域住民の人たちは福祉とか教育と言う」と。名前は言いませんが、ある知事はそう言います。それに対しては、地域住民から道路だという話が出れば道路に使えばいいし、教育だと言われたらそれに使えばいい、農業だと言えば農業に使える、それが地方分権ではないか、地方分権の本旨を外れているのではないか、という言い方で対応しています。

それから、国でございしますが、たしかに1兆7,000億円減りますが、まず、6,000億円はもともと使っていません。それから、国は地方に比べると道路構造を非常に過重にしています。しかも、それに加えて、はっきり言えば、官製談合とか、随意契約とか、そういうことによって上乗せしている部分もありまして、これらを含めれば6,000~7,000億円あります。そうすると少しは減るのは当たり前だと私どもは考えています。

なぜかと言いますと、国土交通省は最近、10年間で65兆円いると言い出しました。これは逆算です。暫定税率があるという前提で計算すると65兆円になります。それにあまり非難があるもので、政府はこれを59兆円にしたわけです。59兆円は、65兆を1割減らしただけです。それらの前提にあるのは、小泉さんのときに道路公団を民営化して、高速道路が1万4,000キロ必要だということを9,000キロに落としましたわけですから、それをまた1万4,000キロにしています。ですから、話にならないと私は思っていますから、まず、その59兆円の中身をしっかり公表しなさい、情報公開しなさい、そして、その中でいろいろ議論をしましょうということです。

ずいぶんぜいたくだと思うのは、例えばこういうことがあります。信号を2回待ちする

と渋滞だからバイパスを造ろうと言い出します。そこだけとらえればそうかもしれませんが。しかし、バイパスを造ることと地元の福祉をやることとどちらが大事かという判断をしないで、道路だけでやっています。だから、それは落として当たり前だと私は考えています。それがこの考え方の根拠です。

柳島 暫定税率をやめるのは結構ですけれども、ただ、よく言われるのは、本来、石油についてはCO2削減が言われて、京都議定書のご本尊の国が、なぜここで石油を使うような税制に戻すのかということですが。

藤井 これは官房長官が一番言っているらしいですけれども、実に不見識です。というのは、この人は実情を知らないんです。

なぜかといいますと、私たちのときも、ガソリンを高くすればガソリンの需要が減るという前提で、先ほど申し上げたような暫定税率を作って失敗しました。需要は減りませんでした。それから、その後落ちたことがあまりないので、落ちたい例は言いにくいですが、落ちれば増えるかという増えませんが、なぜかといいますと、もはやガソリンは生活必需品です。特に地方にとっては出勤のためです。あるいは地域の経済構造の基本です。だから、値段が上がったときにも減らさない。その代わり家計の懐が減ります。それから、値段が下がっても需要はそれほど増えませんが、その分、家計の懐が増えます。これが今の経済の状況だと思います。つまり、難しい言葉で言うと、価格弾力性がガソリンについては非常に低いと思っております。これはほぼ間違いないと思っております。

柳島 そういうことで、岡田副代表は、温暖化対策は1年後に環境税に組み替えるようなことをおっしゃっていましたが。

藤井 これは彼の発想です。でも、岡田さんが環境税対策の本部長になりまして、私も顧問になっています。要するに、1兆4,000億円部分を残しました。これを環境税にしようとしているわけですが、岡田さんはもう少し大きいものにしたいと言っています。それもいいと思います。まず、環境税の制度設計ができていません。

それで、社民党が暫定税率、特にガソリンだけは反対だと言いました。それはなぜかという、道路を造る話ではありません。本則と暫定税率の両方合わせると2兆8,000億円になるでしょう。それを環境税に使いたいということで反対してこられました。私が中に入りまして、それでは、社民党と民主党で環境税の制度設計をしましょう。それが1兆何千億円で終わるのか、2兆円3兆円になるのかはそこで決めましょうということで、岡田さんはこちらでやっています。岡田さんはむしろ3兆円派です。それから、社民党の偉い人たちもそうだと思います。

だからそこは、今、1兆4,000億円だけ種を残しておきますから、これがまた上がることはありえます。ただ、そのときは炭素税全体の問題になるでしょう。ガソリンだけではありません。そのへんも含めて制度設計をしなければいけないと思っております。

7 徴税の適正化、移転価格税制など

柳島 それから、来年度改正の続きですが、徴税の適正化というのが出ていますね。

藤井 これは大事なことだと私は思っております。例えば、悪質な脱税犯でも重加算税は3割です。それについては世間の人は怒っています。悪質な場合です。単なる修正申告をす

る人の話ではありませんが、悪質な脱税犯でも半分以上の金が残ります。それがよく新聞やテレビに出ますけれども、悪質なら半分以上取って当たり前ではないかというのが一つありまして、私たちは重加算税は3割を6割にしてもいいと考えております。

それで、今、重加算税だけで1,000億円あります。あと1,000億円ぐらい増えるはずで、それから、消費税の還付が3兆円ありますが、消費税の還付を受ける人が本当に適正な還付なのかということ、国税庁は調べ直す必要があると思います。これは決して課税強化ではありません。公平という意味です。

柳島 還付が多すぎると。

藤井 3兆円の還付は少し多くありませんか。そう考えております。

柳島 また、移転価格税制もいろいろと……。

藤井 これはこれからですが、やらなければいけません。ただ、なかなか難しいようです。国税庁にも専門官をおいておりますが、国税庁で専門的知識を得ると民間に引っ張られるそうです。

8 今後の抜本改正のあり方

柳島 これまでいろいろとお話しいただいているので確認になりますが、所得税制について、将来の方向性としては、これからは控除に代えて手当を中心に行っていくということですね。

藤井 これは非常な柱です。特に、アメリカとイギリスとフランスがやっております給付に持っていきやり方です。例えば、子ども一人について税額控除をいくらにすると決めるわけです。そうすると、所得の低い人はそれで税金がゼロになってしまうけれども、それだけでもだめだということで給付をするわけです。米、英、仏にあれば、それは世界の大きな方向だと思えます。これは先ほどのグローバル化であると同時に、所得控除から税額控除へ、そして給付つき税額控除と。

柳島 税調の答申にも一部出てきていますね。

藤井 政府税調にも出てきています。自民党税調ではそういう発想はなかなか出せないですが。

柳島 法人税は、いわゆる租税特別措置で課税ベースを広げて。

藤井 そして下げて国際的に。

柳島 競争力をつけるということですね。それから消費税は。

藤井 先ほど申し上げたとおりです。

柳島 それから、インボイスはどうなさいますか。

藤井 これは将来の方向は私どもは決めております。私どもの支援団体である連合も決めております。

柳島 そうしますと、納税者番号制度は。

藤井 これは納税者番号と言っていいのかわかりませんが、番号制についても私どもの大きな方向は決めております。そうしますと金融資産の総合課税ができます。先ほど申し上げたように、証券会社は、証券会社の力を借りなければ自民党案はできないと言っているわけですが、これができていれば、自民党の言う 500 万円とか 100 万円という話もできるわけです。

柳島 それから、個別間接税の中でおもしろいと思ったのは、グット減税、バット課税という話です。いいものには減税というご褒美があって、バット課税というのは何をイメージしているのですか。例えば、たばこなどは「罪の税率」と言われているので、そういうイメージですか。

藤井 そういうことです。要するに、本当は消費税ができたときに消費税に一本化すべきだったのに、酒、たばこ、ガソリンだけが上積み課税をいたしました。そのうち、まずガソリンはやめようではないか、環境税にしようではないかと。そうすると、残るのは酒、たばこですから。

柳島 続いて、これもまた問題がありますが、社会保険庁と国税庁の統合は。

藤井 これは反対も相当多いですが、私たちは統合・整理したいと思っています。現に、大臣は大変難しいものについては国税庁を使うと言っています。しかし、そんなことができるのか。一本にして人を節約しようと考えています。

柳島 伝え聞くとところによると国税庁はノーと言ったとか。

藤井 仰せのとおりです。国税庁は「あんなデタラメなことをやった尻ぬぐいを私どもがするんですか」と言っています。ですから、デタラメをきれいにしてからでなければだめだと思います。

柳島 最後に地方財源のあり方ですが、これは藤井先生のご専門なので。

藤井 これは非常に大事だと思います。自民党のやり方はめちゃくちゃです。法人事業税を二分したり、あるいは、ふるさと納税をあんなかたちにしたり。これは総務省がよく直しましたが。

柳島 これは税制改革には乗っていませんが、道州制についてはどうお考えですか。

藤井 私どもは将来の方向として道州制を考えております。国内政治においては一つの国、対外的には違うということでしょうか。

9 今後の国会対応

柳島 以上でだいたい伺いましたが、国会論議はいかがですか。われわれ聞いていまして、やはりガソリン税ばかりに集中しているようですが。

藤井 だめです。

柳島 いわゆる税の仕組みについてもう少し議論していただければ。かつて社会党が消費税の仕組みを知らなくても「だめなものだめ」と反対して代議士に当選してしまった、ああいう議論にならないように。

藤井 私は若い者にやらせようと思ひまして、例えば、この間の本会議の代表質問は古川君にやらせました。それから、予算委員会は松本剛明君にやらせようと思ひています。そういう人たちは今のようなことに偏っておりませんから。

ただ、今度は逆に自民党のほうが偏って言うてくる可能性はあります。今の環境対策でどうだとか。特に、津島さんははじめから控除には反対でしょう。本当は控除の仕組みはぜひやりたいところです。所得控除と税額控除は。ただ、控除は一切取り上げませんと津島さんはおっしゃっていますね。私にとっても先輩ですから、それ以上は言えませんが。

柳島 国民の間で、税についての認識があまりなくて、最近、消費税は自分で直接払うから直接税で、所得税は会社が払ってくれるから間接税だという人が出てきているそうです。やはり、自主申告をしていただかないと税金の重みはわからないのではないかと思います。

藤井 そうですね。大綱には書いてありませんが、私どもは、申告制度にして源泉徴収はやめていこうというのが基本的な考えです。

柳島 われわれ世代も、定年になって自分で申告をして初めてこんなに税金を納めているのかと認識しております。

藤井 仰せのとおりです。自主申告をするとわかります。

柳島 そういうことですね。

藤井 そのとおりだと思います。

柳島 勝手なことを申し上げて失礼いたしました。どうもありがとうございました。

藤井 こちらこそ、勝手なことを申し上げました。